大鰐町地域公共交通計画案策定支援業務
仕様書

１　業務名

大鰐町地域公共交通計画案策定支援業務

２　目的

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや個性・活力のある地域の振興を図るうえで「移動」は欠かせない存在です。しかし、近年の人口減少、少子高齢化、過疎化、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなっています。

また、地域における移動手段の維持、確保は、交通分野の課題解決のみにとどまらず、まちづくり、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすため、地域公共交通を確保・維持することは、地域社会全体の価値を高めることにも直結します。

このような背景のもと、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性の高まりを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和２年１１月に施行されました。これにより、地域公共交通計画の作成が努力義務化されました。

大鰐町では、路線バスよりも効率的に運行できるデマンドバスの実証実験を経て、平成２４年１０月よりデマンドバスを導入し従前の路線バスよりきめ細やかな交通体系を構築していますが、更なるネットワークの確保・充実のために大鰐町地域公共交通計画案を策定します。なお業務にあたっては、国土交通省作成の「地域公共交通計画の作成を運用の手引き（令年３月改訂版）」に基づき遂行することとなります。

３　委託期間

契約締結日から令和５年３月３０日（木）まで

４　対象地域

大鰐町全域

５　業務内容

現時点で想定する業務内容は下記のとおり。委託者・受託者協議の上、内容の変更及び調整を行うこととする。

（１）大鰐町の公共交通における現状・課題の整理
（２）交通事業者へのヒアリング調査
（３）住民の移動に関する実態とニーズの把握
（４）基本的な方向性の検討
（５）課題の解決に向けた具体策の検討
（６）目標設定及び検証方法の検討
（７）計画素案の作成
（８）公共交通会議等の運営支援
（９）町、交通事業者及び地域住民の協力体制（今後の実施体制）の構築支援

6　その他の留意事項

（1）提出書類

本業務の着手に先立ち、受託者は速やかに次の書類を本町に提出し、その承認を得ること。

① 業務着手届

② 業務工程表

③ その他本町が指示する関係書類

（2）成果品の検査

受託者は、本業務が完了したときは遅滞なく成果品を業務完了届とともに本町へ提出し、成果品の検査を受けるものとする。その際、本町の必要に応じて技術者の立ち会いを求めることができるものとする。

（3）検収完了後の成果品について

受託者は、本業務の検収完了後、成果品において、本仕様に定める業務内容に関する不適合が発見された場合は、本町の指示に従い必要な処置を受託者の負担において行うものとする。この処置対応は、検収完了後１年を上限とするものとする。

（4）疑義について

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度本町及び受託者協議の上、受託者は本町の指示に従い業務を遂行すること。

（5）機密保持

受託者は、本業務遂行上で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報はもとより、行政機密等について機密保持を目的とした情報管理の徹底に努めなければならない。

7　成果品

本業務における主な納入成果品は次のとおり。

(1) 業務報告書（A4 判）　1 部

(2) 大鰐町地域公共交通計画(案)　(紙)　2 部

(3) 大鰐町地域公共交通計画(案)　(紙)（ワードデータ）　一式

(4) 大鰐町地域公共交通計画【概要版】(案)　(紙)　2 部

(5) 大鰐町地域公共交通計画【概要版】(案)（ワードデータ）　一式

(6) 本業務において収集及び作成した資料及び電子データ（CD-R 等）一式